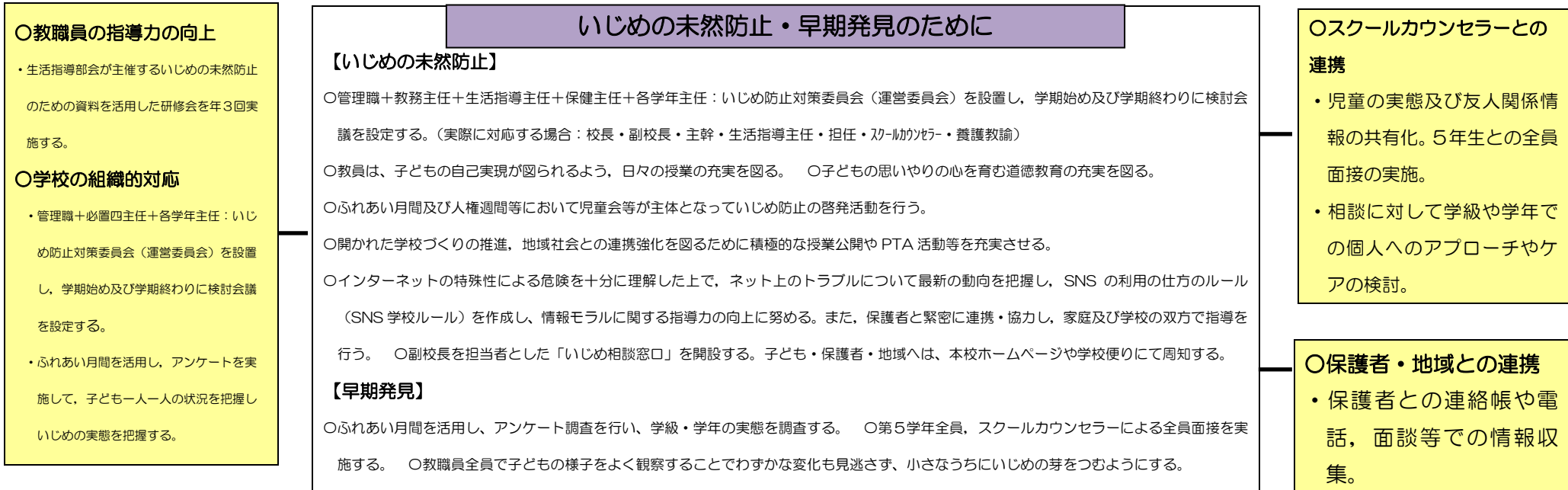
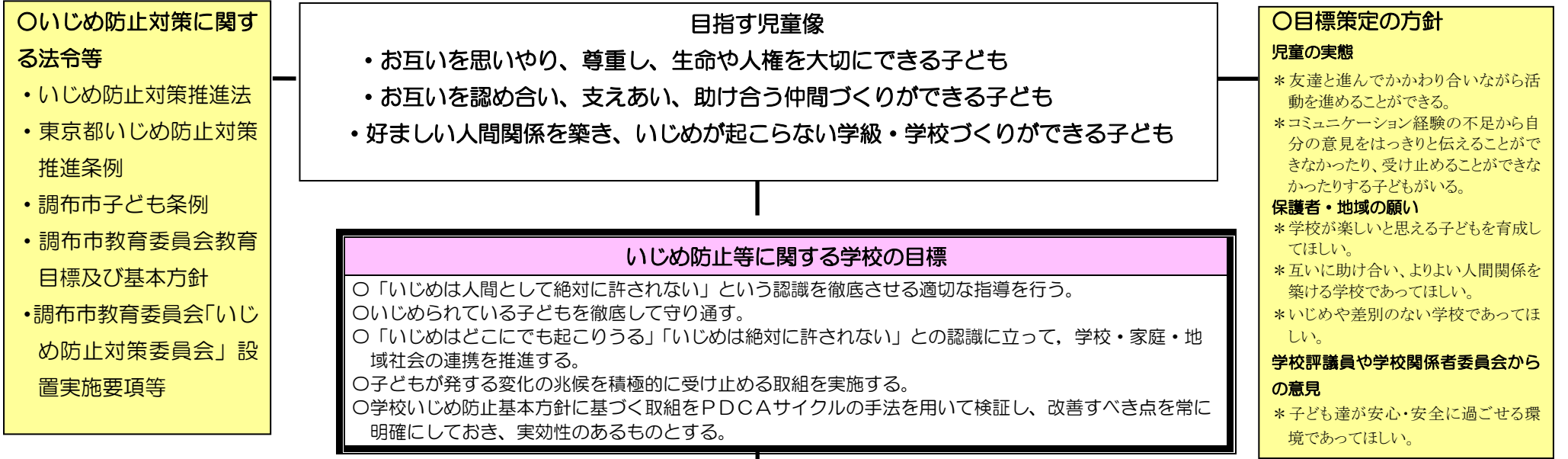


令和6年度 調布市立八雲台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する 個々に聞き取りを行う。 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の設置。管理職+必置四主任+各学年主任：問題対策委員会にて以下5点の方針を決定。 指導のねらいを明確にする。 すべての教職員の共通理解を図る。 対応する教職員の役割分担を考える。 教育委員会、関係機関との連携を図る。 いじめられた子どもを徹底して守り、見守る体制を整備する。（登下校時・休み時間・清掃時間・放課後等） 	<p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。 いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。 本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせる。 <p><加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。 いじめていることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかということ気付かせる。 いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。 よい行いを積極的に見つけてほめる。
---	--	--

* 重大事態への対処

● いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ① 教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ② 被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④ 警察や児相等との連携
- ⑤ 緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

- 「八雲台小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
 学校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任、その他校長が必要と認めるものから構成
- 関係諸機関との連携
 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）<経過観察>

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
各教科	[各学年、教科全般に渡っていじめを未然に防ぐための取組を年間を通して実施する]						「いのちと心の教育」											
	普通救命講習（第6学年）						「人権週間」											
生活指導	問題対策委員会→		ふれあい月間			ふれあい月間			ふれあい月間									
	いじめ相談窓口→		セーフティ教室		あいさつ運動		いじめ研修会		あいさつ運動									
	不登校対策委員会→																	
学校行事	入学式・始業式		スポーツフェスタ			始業式			学芸行事		道徳地区公開講座		始業式		運動週間		卒業式	
特別活動	集団生活のルール						やくもEiタ		学芸行事		人権週間		募金活動		6年生を送る会			
	たてわり活動・特支交流→						いじめ防止スローガン（代表委員会）											
道徳	信頼・友情						個性伸長			いのちと心の教育月間			思いやり					
家庭・地域	保護者会（学校説明会）			自転車安全教室		夏祭り		地域運動会			地域懇談会			さくら祭り				
	調布市防災教育の日																	